

# 令和4年度 第2回ぎふ少子化対策県民連携会議 少子化対策基本条例・計画部会 開催結果

## 1 日時

令和5年1月31日（火） 14時00分～15時15分

## 2 場所

Z o o mによるW e b会議

配信会場：岐阜県庁20階 2004会議室

## 3 出席者

白井 誠	(北方町総務危機管理課長)
宇山 毅	(岐阜市子ども未来部子ども政策課長)
加納 顯	(一般社団法人岐阜県私立幼稚園連合会 会長)
木村 麻理	(NPO法人山県楽しいプロジェクト 理事)
栗本 理花	(連合岐阜 副事務局長)
杉原 和	(岐阜県公立幼稚園・こども園長会 会長)
竹内 治彦	(岐阜協立大学 学長)
中島 由紀子	(NPO法人グッドライフ・サポートセンター 理事長)
西垣 安久	(一般社団法人岐阜県民間保育園・認定こども園連盟 会長)
福富 泰岳	(岐阜県保育研究協議会 会長)
三木 知子	(岐阜県PTA連合会 母親委員長)

以上11名 ※50音順

(県)

平野 孝之	健康福祉部子ども・女性局副局長
笠井 省吾	健康福祉部子ども・女性局子育て支援課長

## 4 議事

- (1) 第4次岐阜県少子化対策基本計画の中間見直しについて
- (2) 県子ども・子育て支援事業支援計画の中間見直しについて

## 5 議事録

別紙のとおり

## 令和4年度 第2回ぎふ少子化対策県民連携会議 少子化対策基本条例・計画部会 議事要旨

### 1 あいさつ

・子ども・女性局副局長あいさつ

### 2 議事

(1) 第4次岐阜県少子化対策基本計画の中間見直しについて

＜説明：子育て支援課少子化対策企画監＞

(2) 県子ども・子育て支援事業支援計画の中間見直しについて

＜説明：子育て支援課長＞

#### ※質疑応答等

議題1 第4次岐阜県少子化対策基本計画の中間見直しについて

＜委員＞

- ・資料7、4ページ「働きながら子育てしやすい環境づくり」について。  
「県建設工事入札参加資格審査における評価項目とし、加点評価する」と書いてあるが、県の建設工事入札以外にも、例えばプロポーザルなどがあるが、そのようなものに関しては加点されないのか。なぜ県の建設工事入札参加資格審査だけがここに載っているのか教えていただきたい。

＜事務局＞

- ・確認次第、改めてご回答をさせていただきます。

＜部会長＞

- ・資料9の3、4ページについて。高校生のところは達成したので、このような数値になったかと思うが、なかなか難しいと感じた。4ページの「今住んでいる地域の行事に参加している児童生徒の割合」の部分。調査項目としては可能だが、実際学校の現場でこれを増やすにはどのように指導するのか、現実的に可能なのか。

＜事務局＞

- ・この項目につきましては全国共通の項目と聞いているが、具体的な指導方法については、教育委員会に確認をとりまして、改めて報告させていただきます。

＜委員＞

- ・今の学校にはコミュニティ・スクールというのがある。そこに地域の方も入って、地域でどのように子供たちを支えていくかという話が出てくる。その時に、地域と学校職員が子供たちのためにイベントあるいは地域の行事をこんな風に提供していこうという話し合いが話題、議題となっていけば、より参加率が高まるのではないかと、かつて小学校に勤めていた者として思う。

＜部会長＞

- ・調査方法としてはアンケートで確認するようだが、どのように教育現場で詰めていくのか、教育委員会の方でも議論いただければと思う。

＜委員＞

- ・婚活支援について。オンラインで婚活できるようにとたくさん目標数があるが、実際オンライン婚活を試した人の話を聞くと、その後誰かが後ろ支え、伴走型で相談にのってくれないと続かないと聞く。これが県外となると、出会いやデートなど含めて誰もいないとなかなか難しいのではないかと考えた。今後コンシェルジュのノウハウ提供というのがあるので、ぜひそのあたりを頑張って婚姻率を高めていただきたい。

- ・資料の9の男性の育児休業の取得率のところだが、2022年10月に男性の育児休業も含め、産後休業の義務化があったというところで、今政府の目標が2025年に30%という目標を出しているの、岐阜県もそれに近づけてもいいのではないか。県職員の男性の育児休業率はもう30%超えたのではなかったか。そこも踏まえて、目標値を高くする気持ちはないか。

<事務局>

- ・オンライン婚活の支援については、ふれあい会館にある「ぎふマリッジサポートセンター」で相談員が支援を行っている。オンラインは手段を増やすためのひとつ。対面での相談やお見合いを望まれる方もいるので、より選択肢を広げていただこうとこのような目標値を設定している。
- ・男性の育児休業の取得については、県の男女共同参画計画の中間見直し後の目標値と一致させている。すでに23.6%という数値が出ているので今回そちらに合わせて設定をした。県職員の男性の育児休業取得率は、全国で1位となっている。のちほど正式な数字を共有させていただく。

<部会長>

- ・県職員が高い数字を出していても、それをテコにするとなると、あまり企業受けはよくない感じはする。いろんな状況を勘案して男女共同参画計画でその数字にしているなら、今回はそれに合わせる形でいいのではないか。

<委員>

- ・法改正があったので、民間も徐々に高まっていくのではないかとと思っている。ここが少子化、家庭で子育てを両立しやすくする肝となる気がしたのでご意見させていただいたがこれで問題ない。

<委員>

- ・資料9の4ページ「地域の行事に参加している児童生徒の割合」の部分。目標値が高くなっている気がした。最近、習い事やスポーツ活動などが優先になっており、地域活動に参加する子どもがあまり多くないという市町村もある。市町村や地域によって格差が出てくるかと思うが、そのあたりはどうか。
- ・資料9の1ページ「小中学校のコミュニティ・スクールの地域活動連携」とあるが、PTAの方でも、コミュニティ・スクールを利用したいという意見が出ている。こちらも多く、皆さんが使えるような場所があると地域連携にもなり、小中学生のコミュニケーションにも繋がるのではないか。目標を達成するようにしていけるといいと思う。

<事務局>

- ・地域の行事に参加している児童生徒の割合の数字は71.9%となっているが、地域別の内訳は教育委員会に確認をして、情報共有させていただく。  
地域格差をなくしていくような取り組みを進めていくよう教育委員会に引き継ぎたい。
- ・コミュニティ・スクールの学校協働活動については、今後の取り組みとして5圏域で1市町村ずつ増加させるという目標値にしているが、今後の取組みに記載しているように県事務所に担当職員がいるので、市町村に支援を行うという形で目標値を達成するよう努めていく。

<委員>

- ・資料9の5ページ2の(1)「幼児期の教育・保育の充実」「延長保育（11時間を超えての保育）を実施している保育所等」について。もちろん数が増えていくことはとても重要かと思うが、かわいい時期の子育てを楽しみたい、となった時、働かなくても済むような子育てを楽しむバックアップもさらに充実させて、若いパパママが産んでよかった。これから楽しみ。という思いになってほしい。そのような政策を今後期待したい。

<事務局>

- ・保育支援については、ニーズがある世帯に対する支援ということで、目標値も定めている。計画の中で、子育てを社会全体で支える意識を高めるための環境づくりということで、一つ目の柱に、地域全体で子育てを支え合うということに向けて取り組むような内容も盛り込んでいる。今ご提案いただいたような方向性について、できるだけ地域も巻き込んだ子育て支援で保護者の方も楽しめるような施策を進めたいと考えている。

<部会長>

- ・今のご意見は何十年にわたってあるもの。企業側のワーク・ライフ・バランス推進をとってもらって、保育の部分を社会化していくのか。家族が楽しめるようにというのは要するに、働く場所の方が譲歩していくことになる。しっかり企業がサポートしていくという話になるのではないかと。
- ワーク・ライフ・バランスを推進している企業の表彰制度などになるわけだが、それをより一層実施して、子育てを楽しめる企業というようなところに力を入れてもらいたい。
- 子育てを保育の部分で支えていくことも大切だが、保育をする年齢の従業員に、なるべく給与保障をしていくようなものも必要だというご意見があったがいかがか。

<委員>

- ・保育支援といいますが、どうしても保育の時ってというのは女性に、子育てが偏るということもあるのでやはり男性の協力、金銭的な支援も必要かと思うが、家庭内での支援っていうのも非常に大切。
- ・性的役割分担意識っていうのがなかなかこの日本の風土が変わらないところがあるのでそこも根本的に払拭していくところが必要かと思う。

<部会長>

- ・男性の育児参加を推進するような施策を、さらに集め手厚くできないかご検討いただきたい。

<委員>

- ・今回新たに追加となった指標で、「新婚世帯への経済的支援（結婚生活に伴う経済的不安の解消のため、新婚世帯に対して結婚に伴う家賃等の住居費を購入する市町村を支援する）」という部分だが、若者の定住促進のような意味合いもあるのではないかと思うが、そちらへの再掲はありえないのか。

<事務局>

- ・これは国の交付金を活用しているが、国の条件として、移住を主目的とした交付というのは条件として認められないと聞いているので、あくまでも若年の新婚世帯に対する経済的支援というような形で実施をしている。
- 29歳以下で夫婦の世帯所得が400万円未満の場合は、60万円までの支給。39歳未満で同じく400万円未満の場合は30万円の支給というような条件になっている。

<部会長>

- ・基本線として、ここまでご説明いただいた内容で進めさせていただきたい。特にどうしても見直すべきところはないか。

※意見なし

- ・おおむねご了解いただき、さまざまご意見をいただいた件については、さらに詰めてご説明いただく形で本会議のほうに諮りたい。

## 議題2 県子ども・子育て支援事業支援計画の中間見直しについて

### <部会長>

- ・非常に素朴な疑問だが、多分こういう様式なのでこれでいいのだろうが教えていただきたい。中間見直し後だが、これは過去になる。現計画とあって中間見直し後とあって全部が未来だったらこういう見直しでわかるのだが、過去分について、見直し後の見込みという言い方が、よくわからない。要するにこれは過去については実数が下がっているということか。

### <事務局>

- ・その通りである。過去については、先ほど申しあげました保育所から認定こども園に変わったという年があり、これは正確に言いますと実績という数なる。

### <部会長>

- ・令和4年の数字が確定しているかどうか存じ上げないが、①の量の見込みというのは、令和4年までは見込みではなく実際値と理解していいのか。それで令和5年、6年は見込みという事でいいのか。

### <事務局>

- ・その通りである。

### <部会長>

- ・ほかに質問等はないか。

### ※意見なし

- ・意見等ないので承認とする。